

輸入種苗検疫要綱の新旧対照表

輸入種苗検疫要綱（昭和 53 年 9 月 30 日 53 農蚕第 6963 号農蚕園芸局長通達）の一部改正

下線部は改正箇所

u003Cp>

改 正 後						現 行						
別表 2（第 8 関係） 2 次検査の方法						別表 2（第 8 関係） 2 次検査の方法						
種 苗 の 種 類	植物の種類	検 査 の 種 類	検 査 の 数 量	対 象 検 疫 有 害 動 植 物 等	検 査 の 方 法	種 苗 の 種 類	植物の種類	検 査 の 種 類	検 査 の 数 量	対 象 検 疫 有 害 動 植 物 等	検 査 の 方 法	
草 花 、 樹 木 、 牧 草 、 特 用 作 物 等 の 種 子	(1)～(19) (略)					草 花 、 樹 木 、 牧 草 、 特 用 作 物 等 の 種 子	(1)～(19) (略)					
	<u>(20)にんじん</u> (輸出国において、 遺伝子診断法検査若 しくは 50℃ 20 分の 温湯浸漬若しくは 50 ℃ 72 時間の乾熱処理 が行われ、当該病菌 が付着していない旨 の記載が検査証明書 にある場合又は輸入 者若しくは管理者か ら要望があり、第 8 の 2 の 1 次検査の後、 輸入者、管理者若し くは植物防疫官によ り 50℃ 20 分の温湯 浸漬若しくは 50℃ 72 時間の乾熱処理が行 われる場合を除く。)	<u>遺 伝 子 診 断 法 検 査</u>	<u>10,000 粒</u>	<u>Candidatus Liberibacter solanacearum</u>	<u>遺伝子 診断法 検査を 実施す るこ と。</u>		(新設)					
	(21) (略)						(20) (略)					
	<u>(22) 上記 (2) から (21) 以外の種子</u>	(略)					<u>(21) 上記 (2) から (20) 以外の種子</u>	(略)				
(23) (略)						(22) (略)						

果樹、 森 林 植 物 、 観 賞 用 植 物 等 の 苗 木 類 （ 部 分、 接 穂 等 を 含む。	セロリー、にんじん （輸出国において、 遺伝子診断法検査が 行われ、当該病菌が 付着していない旨の 記載が検査証明書に ある場合を除く。）	遺 伝 子 診 断 法 検 査		<u>Candidatus</u> <u>Liberibacter</u> <u>solanacearum</u>	遺伝子 診断法 検査を 実施す るこ と。	(新設)
--	---	-----------------------	--	---	--------------------------------------	------

別表 3 （第 12 関係） 1 ～ 4 （略）			
5 温湯浸漬による消毒方法の基準			

検疫有害動物の種類	温度	時間	摘要
(略)			
にんじん種子に付着 する <u>Candidatus</u> <u>Liberibacter</u> <u>solanacearum</u>	50℃	20 分	(1) 温湯の温度を厳密に保つこと。 (2) 処理後乾燥すること。 (3) 消毒をする場所に陸路輸送を 行う場合は、麦角菌核穀類等の取 扱いに準じて取り扱う。

(注)Candidatus Liberibacter solanacearum において、輸入者又は管理者から消毒を植物
防疫所以外の場所で実施したい旨の申出がある場合は、消毒場所への輸送方法、消
毒する場所の明細、消毒に使用する機器の能力等を明確にさせ、検疫有害動植物の
分散防止等監督及び取締り上適当であるときは、これを認めることができる。

6 乾熱処理による消毒方法の基準			
------------------	--	--	--

検疫有害動物の種類	温度	時間	摘要
にんじん種子に付着 する <u>Candidatus</u> <u>Liberibacter</u> <u>solanacearum</u>	50℃	72 時間	(1) 温度を厳密に保つこと。 (2) 消毒をする場所に陸路輸送を 行う場合は、麦角菌核穀類等の取 扱いに準じて取り扱う。

別表 3 （第 12 関係） 1 ～ 4 （略）			
5 温湯浸漬による消毒方法の基準			

検疫有害動物の種類	温度	時間	摘要
(略)			
(新設)			

(新設)			
------	--	--	--

(注)輸入者又は管理者から消毒を植物防疫所以外の場所で実施したい旨の申出がある場合は、消毒場所への輸送方法、消毒する場所の明細、消毒に使用する機器の能力等を明確にさせ、検疫有害動植物の分散防止等監督及び取締り上適当であるときは、これを認めることができる。

7 (略)

8 薬剤粉衣による消毒方法の基準
(略)

(注)輸入者又は管理者から消毒を植物防疫所以外の場所で実施したい旨の申出がある場合は、消毒場所への輸送方法、消毒する場所の明細、消毒に使用する機器の能力等を明確にさせ、検疫有害動植物の分散防止等監督及び取締り上適当であるときは、これを認めることができる。

6 (略)

7 薬剤粉衣による消毒方法の基準
(略)

(注)輸入者又は管理者から消毒を植物防疫所以外の場所で実施したい旨の申し出がある場合は、消毒場所への輸送方法、消毒する場所の明細、消毒に使用する機器の能力等を明確にさせ、検疫有害動植物の分散防止等監督及び取締り上適当であるときは、これを認めることができる。